

# 秋田市公報

# あきた

第1197号

令和6年08月10日

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

## 目次

### 条例

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例	人事課（第49号）	5
秋田市市税条例の一部を改正する条例	市民税課（第50号）	6
秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	情報統計課（第51号）	9
秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険課（第52号）	10
秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	長寿福祉課（第53号）	11
秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	子ども総務課（第54号）	13
秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例	廃棄物対策課（第55号）	16

### 規則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	情報統計課（第28号）	19
秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第29号）	20
秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	廃棄物対策課（第30号）	22
秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則	廃棄物対策課（第31号）	23

### 告示

都市計画の決定について	都市計画課（第213号）	24
都市計画の変更について	都市計画課（第214号）	25
指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課（第215号）	27

指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者の廃止について	介護保険課（第216号）	29
指定納付受託者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第217号）	30
指定公金事務取扱者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第218号）	31
医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について	保護第一課（第219号）	32
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および変更について	保護第一課（第220号）	33
交付要求通知書の公示送達について	納税課（第221号）	35
市道の路線の廃止について	建設総務課（第222号）	36
市道路線の認定について	建設総務課（第223号）	37
道路の区域決定および供用開始について	建設総務課（第224号）	38
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第225号）	39
令和6年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第226号）	40
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第227号）	51
指定納付受託者の変更について	人口減少・移住定住対策課（第228号）	53
収納事務委託者の告示事項の変更について	人口減少・移住定住対策課（第229号）	54
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第230号）	55
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第231号）	56
令和6年度第15期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第232号）	57
発令した避難指示の解除について	防災安全対策課（第233号）	58
電線共同溝を整備すべき道路の指定について	道路建設課（第234号）	59
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第235号）	60
令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書の公示送達について	市民税課（第236号）	61
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書および令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定・変更通知書の公示送達について	市民税課（第237号）	62
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課（第238号）	63
指定居宅サービス事業者の指定について	介護保険課（第239号）	65
指定居宅サービス事業者の廃止について	介護保険課（第240号）	66
指定地域密着型サービス事業者の廃止について	介護保険課（第241号）	67
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第242号）	68

認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第243号）	69
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第244号）	70
粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について	環境都市推進課（第245号）	71
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課（第246号）	72
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課（第247号）	73
秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について	千秋美術館（第248号）	74
表彰した者の氏名および事績の概要について	文化振興課（第249号）	75

## 教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第11号）	77
-----------------	----------------	----

## 農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第12号）	78
----------------	----------------	----

## 上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第24号）	79
指定排水設備工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第25号）	80
指定給水装置工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第26号）	81
指定排水設備工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第27号）	82
指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第28号）	83
指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第29号）	84

## 公告

市有財産の売払いについて	財産管理活用課	85
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	88
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	91
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	94
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について	商工貿易振興課	95

許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	98
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	99
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	100
市有地の売払いについて	財産管理活用課	101

## 農委公告

秋田市農地利用最適化推進委員候補者の募集について	農業委員会事務局	104
--------------------------	----------	-----

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第49号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表に次のように加える。

20	災害応急作業等手当	日額 840円以内	異常な自然現象により重大な災害が発生した現場等で行う巡回監視等の作業に従事する職員
----	-----------	--------------	---

第13条に次の1項を加える。

- 3 規則で定める場合における災害応急作業等手当の額は、前項の表第20号の規定にかかわらず、同号の規定による額に、同号の規定による額の100分の100を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例の規定は、令和5年7月14日から適用する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第50号

### 秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第42条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第130条中「第701条の12第5項又は第701条の13第4項」を「第701条の12第7項又は第701条の13第5項」に改める。

附則第6条の8の2中第13項を削り、第12項を第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第6条の8の2第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の8の3中第14項を第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第

12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第42条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

### （経過措置）

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保

育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第51号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第52号

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第53号

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第3条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数および地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各

号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第54号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。  
(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号中「30人」を「25人」に改め、同項第2号中「20人」を「15人」に改める。

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第4条 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 保育士の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第1条の規定による改正後の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。

(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置については、当分の間、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第2条の規定による改正後の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第8条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第8条第3項の規定は、

施行日以後においても、なおその効力を有する。

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 保育士又は第3条の規定による改正後の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第32条第1項もしくは第48条第1項に規定する保育従事者の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

(秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 子どもの教育又は保育に従事する職員の配置については、当分の間、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第4条の規定による改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第4条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第4条第2項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第55号

### 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第39条中「において準用する」を「（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する」に、「次条」を「次条第1項」に、「同条第1項」を「法第9条の3第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。次条第2項において同じ。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（以下「受託者施設に係る生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者施設に係る生活環境影響調査報告書」という。）の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（次条において「受託者施設」という。）とする。

第40条の見出しを「（縦覧の告示等）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、法第9条の3の3第2項の規定により受託者施設に係る生活環境影響調査報告書の縦覧を行おうとするときは、あら

かじめ次に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 受託者施設の名称
- (2) 受託者施設の設置場所
- (3) 受託者施設の種類
- (4) 実施した受託者施設に係る生活環境影響調査の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 受託者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 縦覧の場所および期間
- (3) 前項第1号から第4号までに掲げる事項
- (4) 法第9条の3の3第1項の規定による受託者施設の設置又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による受託者施設の変更（以下「受託者施設の設置又は変更」という。）に関し利害関係を有する者は法第9条の3の3第2項に規定する意見書を提出することができる旨ならびにその提出先および提出期限

第41条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2号中「前条の」を「前条第1項の規定による」に改め、「1月間」の次に「（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更をしようとする場合にあっては、1月以内の期間で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条第3項第2号に規定する縦覧の場所および期間は、次のとおりとする。

- (1) 縦覧の場所 前項第1号に規定する場所
- (2) 縦覧の期間 前条第3項の規定による告示の日から1月以内の期間で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間

第42条中「第40条」を「第40条第1項」に、「前条」を「前条第1項」に改め、「2週間」の次に「（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更をしようとする場合にあっては、2週間以内の期間で非常

災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 受託者施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第40条第3項の規定による告示があったときは、前条第2項に定める縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間以内の期間で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間を経過する日までに、受託者に対し、法第9条の3の3第2項に規定する意見書を提出することができる。

第43条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、受託者施設の設置又は変更について準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第29号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 条例第13条第3項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項の規則で定める額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号に掲げる場合および第3号に掲げる場合に該当するとき又は第2号に掲げる場合および第3号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額とする。

(1) 職員が日没時から日出時までの間において別表第2第20号に規定する巡回監視の作業又は同号に規定する応急作業もしくは応急作業のための災害状況の調査の作業に従事した場合 同号の規定による額の100分の50に相当する額

(2) 職員が別表第2第20号に規定する災害調査、災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用もしくは保守又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもののうち、市長が著しく危険であると認める作業に従事した場合 同号の規定による額の100分の100に相当する額

(3) 職員が別表第2第20号に規定する作業のうち市長が著しく危険であると認める区域で行う作業に従事した場合 同号の規定による額の100分の100に相当する額

別表第2に次のように加える。

20	災害応急作業 等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場（河川の堤防等又は道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路もしくはその周辺をいう。以下同じ。）で行う巡回監視の作業に従事する職員	日額 350円
		現場において重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業に従事する職員	日額 530円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害調査、災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用もしくは保守又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事する職員	日額840円（市長が別に定める作業に従事する職員にあっては、350円）

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例施行規則の規定は、令和5年7月14日から適用する。

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第30号

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 9 年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「の届出書」を「（省令第 5 条の10の12において読み替えて準用する場合を含む。）の届出書」に改める。

第17条の見出し中「市町村の設置に係る」を削り、同条中「の規定」を「および法第 9 条の 3 の 3 第 1 項の規定」に改める。

第18条中「又は第 8 項」を「もしくは第 8 項、法第 9 条の 3 の 3 第 1 項又は同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 8 項」に改める。

第19条の見出し中「市町村の設置に係る」を削り、同条中「の届出書」を「（省令第 5 条の10の10において読み替えて準用する場合を含む。）の届出書」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第31号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成5年秋田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第33条中「第39条」を「第39条第1項」に、「を縦覧しよう」を「又は同条第2項に規定する受託者施設に係る生活環境影響調査報告書（以下「生活環境影響調査報告書等」という。）を縦覧しよう」に改める。

第34条第1項第1号および第2号中「生活環境影響調査報告書」を「生活環境影響調査報告書等」に改める。

第35条中「第42条の」を「第42条各項に規定する」に改め、同条第2号中「施設」を「条例第39条第1項に規定する施設又は同条第2項に規定する受託者施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第 213 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 横町地区計画

2 位置および区域

秋田市大町五丁目および大町六丁目地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

## 秋田市告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

### 1 都市計画の種類および名称

- (1) 秋田都市計画地区計画 泉ハイタウン地区計画
- (2) 秋田都市計画地区計画 山手台地区計画
- (3) 秋田都市計画地区計画 仁井田福島地区計画
- (4) 秋田都市計画地区計画 桜台地区計画
- (5) 秋田都市計画地区計画 御所野元町地区計画
- (6) 秋田都市計画地区計画 御所野下堤・元町地区計画
- (7) 秋田都市計画地区計画 御所野地藏田地区計画
- (8) 秋田都市計画地区計画 南ヶ丘地区計画

### 2 位置および区域

秋田市泉菅野一丁目、泉菅野二丁目、山手台一丁目、山手台二丁目、山手台三丁目、仁井田福島二丁目、仁井田字福島、仁井田字猿田川端、牛島東七丁目、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、下北手桜字桜、桜三丁目、桜四丁目、御所野元町五丁目、御所野元町六丁目、御所野元町七丁目、御所野下堤一丁目、御所野元町二丁目、御所野元町三丁目、御所野地藏田二丁目、御所野地藏田四丁目、御所野地藏田五丁目、南ヶ丘一丁目、南ヶ丘二丁目、南ヶ丘三丁目および上北手百崎字二夕子沢地内

### 3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項および第115条の22第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第115条の10、第115条の20および第115条の30の規定により告示する。

令和6年7月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
ライフデザインラボ株式会社	黒子ケアラボ	秋田市御野場三丁目1番10号	令和6年7月1日	訪問看護、 介護予防訪問看護
株式会社クレール	株式会社クレール	秋田市新屋船場町6番55号	令和6年7月1日	訪問介護
有限会社アンフィニ	仁井田デイサービスセンターふきむすめ	秋田市仁井田字仲谷地282番地	令和6年7月1日	地域密着型 通所介護
メディカル・ケア・サービス東北株式会社	愛の家グループホーム 秋田千秋中島町	秋田市中島町12番4号	令和6年7月1日	認知症対応型共同生活 介護・介護 予防認知症

				対応型共同 生活介護
株式会社ア ースワン	アースワン 居宅介護支 援事業所	秋田市御所野堤 台二丁目2番19 号	令和6年7月1 日	介護予防支 援
医療法人運 忠会	土崎居宅介 護支援事業 所	秋田市土崎港中 央四丁目4番26 号	令和6年7月1 日	介護予防支 援

秋田市告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和6年7月2日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
キングタ クシー株 式会社	キングタク シー訪問介 護事業所	秋田市山王三丁 目1番17号 キ ングビル2階	令和6年6月30日	訪問介護
有限会社 アンフィ ニ	仁井田デイ サービスセ ンターふき むすめ	秋田市仁井田字 仲谷地282番地	令和6年6月30日	通所介護
株式会社 MDFC	東通デイサ ービス	秋田市東通八丁 目1番41号	令和6年6月30日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第217号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和6年7月3日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

名 称	所 在 地
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

2 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定年月日

令和6年7月3日

秋田市告示第218号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第44条第2項の規定により告示する。

令和6年7月3日

秋田市長 穂 積 志

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名 称	所 在 地
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定年月日

令和6年7月3日

秋田市告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年7月3日

秋田市長 穂積 志

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
武田賢幸	株式会社 フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	令和6年5月27日
今井美樹	株式会社 フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	令和6年7月1日
古田達也	TEATE	秋田市泉三嶽根14番36号	令和6年7月1日

秋田市告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年7月3日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F	令和6年4月1日
NPOきらら居宅介護支援事業所	秋田市大町二丁目5番1号 きららアーバンパレス1階	令和6年5月15日
指定居宅介護支援事業所ケアプラン鹿嶋	秋田市将軍野東一丁目7番28号 プラントールⅡ103号室	令和6年6月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F	令和6年3月31日
キングタクシー訪問介護事業所	秋田市山王三丁目1番17号 キングビル2階	令和6年6月30日
東通デイサービス	秋田市東通八丁目1番41号	令和6年6月30日

### 3 変更

	事業所名称	所在地	変更年月日
旧	ひがし稲庭クリニック 介護支援センター	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	令和6年6月1日
新	稲庭クリニック介護支 援センター	秋田市南通亀の町2番21号	

秋田市告示第221号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年7月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
住所 秋田市八橋イサノ二丁目4番27号 ドリマビュー I 105  
氏名 畑 山 辰 治
- 2 送達する書類  
交付要求通知書 1通

## 秋田市告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第10条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

秋田市長 穂 積 志

### 1 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
100060	和田8号線	河辺和田字和田154番3地先	
		河辺和田字和田170番3地先	

### 2 縦覧期間

令和6年7月4日から同月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

秋田市長 穂積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
41313	外旭川八幡田41号線	外旭川字八幡田403番1地先		
		外旭川字八幡田225番10地先		
100324	岡村和田線	河辺和田字岡村366番7地先		
		河辺和田字和田154番7地先		
100325	大部岡村線	河辺諸井字大部50番5地先		
		河辺和田字岡村327番2地先		

2 縦覧期間

令和6年7月4日から同月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
41313	外旭川八幡 田41号線	外旭川字八幡田403番1地先		82.50	6.00
		外旭川字八幡田225番10地先			
100324	岡村和田線	河辺和田字岡村366番7地先		577.40	5.00
		河辺和田字和田154番7地先			
100325	大部岡村線	河辺諸井字大部50番5地先		467.70	6.00
		河辺和田字岡村327番2地先			

2 縦覧期間

令和6年7月4日から同月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年7月4日

3 縦覧期間

令和6年7月4日から同月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第226号

令和6年7月1日の「令和6年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年7月4日

秋田市長 穂 積 志

## 令和6年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,584,351千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,662,323千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	26,535,285	177,299	26,712,584
	1 国庫負担金	20,046,097	135,832	20,181,929
	2 国庫補助金	6,411,512	41,467	6,452,979
17	県支出金	10,366,755	△3,834	10,362,921
	2 県補助金	2,681,534	△3,834	2,677,700
21	繰越金	700,000	338,933	1,038,933
	1 繰越金	700,000	338,933	1,038,933
22	諸収入	8,142,300	329,153	8,471,453
	5 雑入	1,247,538	329,153	1,576,691
23	市債	12,384,000	742,800	13,126,800
	1 市債	12,384,000	742,800	13,126,800
	歳入合計	147,077,972	1,584,351	148,662,323

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	17,543,110	10,562	17,553,672
	1 総務管理費	15,772,932	6,712	15,779,644
	3 戸籍住民基本台帳費	500,096	3,850	503,946
3	民生費	55,612,276	26,799	55,639,075
	1 社会福祉費	26,642,083	14,643	26,656,726
	2 児童福祉費	19,410,572	12,156	19,422,728
4	衛生費	11,185,687	630,520	11,816,207
	2 保健所費	1,860,075	630,520	2,490,595
6	農林水産業費	2,634,092	2,574	2,636,666
	3 林業費	440,456	2,574	443,030
7	商工費	9,246,490	59,597	9,306,087
	1 商工費	9,246,490	59,597	9,306,087
8	土木費	16,115,568	47,500	16,163,068
	3 河川費	1,331,456	47,500	1,378,956
9	消防費	4,622,876	625,794	5,248,670
	1 消防費	4,622,876	625,794	5,248,670
10	教育費	15,402,936	181,005	15,583,941
	2 小学校費	4,526,956	114,026	4,640,982
	6 社会教育費	3,826,477	66,979	3,893,456
歳 出 合 計		147,077,972	1,584,351	148,662,323

## 第2表 継続費補正

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	消防通信指令システム更新事業	千円 1,908,484	令和6年度	千円 625,686
				令和7年度	1,208,306
				令和8年度	74,492

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	日新小学校増改築等事業	千円 3,884,916	令和4年度	千円 2,330,949	千円 3,998,942	令和4年度	千円 2,330,949
				令和5年度			令和5年度	
				令和6年度			令和6年度	
	6 社会教育費	佐竹史料館改築事業(改築工事等分)	2,638,042	令和5年度	119,665	2,717,572	令和5年度	119,665
				令和6年度			令和6年度	
				令和7年度			令和7年度	

### 第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
児童福祉費	千円 72,600	△ 千円 4,200	千円 68,400			
林業費	25,300	1,000	26,300			
道路橋りょう費	2,128,200	47,500	2,175,700			
消防費	604,500	552,800	1,157,300			
小学校費	1,514,100	85,500	1,599,600			
社会教育費	1,858,100	60,200	1,918,300			
計	12,384,000	742,800	13,126,800			



令和6年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ663,363千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 196,474	千円 42,953	千円 239,427
	1 一般会計繰入金	196,474	42,953	239,427
6 市債		0	14,600	14,600
	1 市債	0	14,600	14,600
歳入合計		605,810	57,553	663,363

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 105,438	千円 57,553	千円 162,991
	1 地方卸売市場施設整備費	105,438	57,553	162,991
歳 出 合 計		605,810	57,553	663,363

## 第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方卸売市場 施設整備費	千円  14,600	普通貸借又 は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる場合、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条 件による。銀行その他の場合は 債権者と協議して定める。た だし財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、もし くは繰上償還又は低利に借換 することができる。
計	14,600			

秋田市告示第227号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和6年7月5日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和6年6月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年7月5日から令和7年1月5日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者

であることを証明するものを提示すること。

### 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第228号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定した指定納付受託者より、同条第3項の規定による届出があったため、同条第4項および秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和6年7月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった指定納付受託者の名称  
株式会社アイモバイル
- 2 指定納付を委託した年月日  
令和6年4月1日
- 3 指定納付を委託した歳入  
秋田市ふるさと応援寄附金
- 4 変更があった事項  
変更前 東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階  
変更後 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
- 5 変更年月日  
令和6年7月17日
- 6 変更理由  
本社移転による

秋田市告示第229号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき指定した収納事務委託者から、告示事項変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年7月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった収納事務委託者の名称  
株式会社アイモバイル
- 2 収納事務を委託した年月日  
令和6年4月1日
- 3 収納事務を委託した歳入  
秋田市ふるさと応援寄附金
- 4 変更があった事項  
変更前 東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階  
変更後 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
- 5 変更年月日  
令和6年7月17日
- 6 変更理由  
本社移転による

秋田市告示第230号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和6年7月8日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
菊池 茜 恵	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害
佐藤 裕 貴	秋田赤十字病院	消化器内科	肝臓機能障害
岡根 克 己	秋田厚生医療セ ンター	泌尿器科	じん臓機能障害（追加） ぼうこう又は直腸機能障 害
北林 拓 朗	秋田大学医学部 附属病院	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害
原田 柚 子	秋田赤十字病院	呼吸器外科	呼吸器機能障害

秋田市告示第231号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年7月8日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
81	有限会社那波 薬局	秋田市大町四丁目 4番19号	有限会社那波薬局 代表取締役 那 波 勝 義	令和5年 9月30日

秋田市告示第232号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年7月9日

秋田市長 穂積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和6年度第15期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第233号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり発令した避難指示を令和6年7月9日午後6時30分をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

令和6年7月10日

秋田市長 穂 積 志

発令した日時、解除した住所および世帯数

令和6年7月9日 午後1時10分

秋田市秋田の土砂災害警戒区域等 23,781世帯

河辺豊成地区の土砂災害警戒区域等（かわべとよなり） 20世帯

合計23,801世帯

秋田市告示第234号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

その関係図面は、秋田市建設部道路建設課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月11日

秋田市長 穂積 志

1 指定区間

道路の種別	路線名	指定区間	総延長 (m)
都市計画道路	川尻広面線	自：秋田市大町五丁目138番1地先 至：秋田市大町五丁目83番3地先	260

2 縦覧期間

令和6年7月11日から同月31日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第235号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年7月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第236号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年7月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書

秋田市告示第237号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年7月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
  - (1) 令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書
  - (2) 令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定・変更通知書

秋田市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和6年7月16日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
文化振興課	有価証券の出納保管に関する事務

秋田市告示第239号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和6年7月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
合同会社あ いえん	あいえん訪 問介護	秋田市牛島西三 丁目17番2号 サンライズひば り102	令和6年7月15日	訪問介護
合同会社V I S T A	介護タクシ ービスタ	秋田市卸町二丁 目1番8号	令和6年7月15日	訪問介護

秋田市告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和6年7月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
合同会社 いこい	訪問介護ス テーション 合同会社い こい	秋田市広面字家 ノ下98番地3 レストハウス51 B	令和6年7月14日	訪問介護

秋田市告示第241号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和6年7月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 発見社	デイサービ スあじさい	秋田市保戸野す わ町10番42号	令和6年5月30日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年7月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
新屋透析泌尿器科クリニック	秋田市新屋沖田町6番3号	令和6年6月1日
池田薬局新屋 おきた町店	秋田市新屋沖田町6番1号	令和6年6月1日
みんなの薬局 山王	秋田市山王中園町3番3号	令和6年5月1日
青山薬局 中通店	秋田市中通六丁目1番24号	令和6年5月18日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
マリン薬局	令和6年4月26日
中通薬局	令和6年4月20日
キャッスル調剤薬局	令和6年3月31日

秋田市告示第243号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年7月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
中野西町内会
- 2 認可年月日  
平成21年12月14日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 千 葉 秀 男  
秋田市下新城 中野字街道端西241番地189  
変更後 細 矢 了  
秋田市下新城 中野字街道端西241番地340
- 4 変更年月日  
平成27年4月5日
- 5 変更の理由  
役員改選による

## 秋田市告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年7月22日

秋田市長 穂 積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問介護ステーション城東	秋田市東通明田13番19号 コーポ二ツ屋202号	令和6年6月1日
訪問看護ステーション城東	秋田市東通明田13番19号 コーポ二ツ屋202号	令和6年6月1日
土崎居宅介護支援事業所	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	令和6年7月1日
御野場病院介護支援センター	秋田市御野場四丁目3番4号	令和6年6月15日

### 2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
訪問介護ステーション合同会社いこい	秋田市広面字家ノ下98番地3 レストハウス51B	令和6年7月14日
仁井田デイサービスセンターふきむすめ	秋田市仁井田字仲谷地282番地	令和6年6月30日

秋田市告示第245号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和6年7月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者  
住所 秋田県にかほ市象潟町字オノ神18番地1  
名称 有限会社嘉龙商店  
氏名 代表取締役 木 内 崇 之
- 2 売りさばき所の所在地  
秋田市山王中園町11番20号
- 3 売りさばき所の名称  
ローソン秋田山王中園店（有）嘉龙商店

秋田市告示第246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年7月29日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
21	訪問看護ステーションにじいろ	秋田市大町一丁目2番7号 サンパティオ大町A棟2階A号室	医療法人夢花会 理事長 菊池結花	令和6年 8月1日

秋田市告示第247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年7月29日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
276	調剤薬局ツルハドラ ッグ秋田泉南店	秋田市泉南三丁目 23番24号	株式会社ツルハ 代表取締役社長 八 幡 政 浩	令和6年 8月1日

秋田市告示第248号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年7月31日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田市山王臨海町1番1号

株式会社秋田魁新報社

代表取締役社長 佐 川 博 之

秋田市告示第249号

令和6年7月25日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

令和6年7月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

勝平得之の版画「秋田の四季」ピアノコンサート実行委員会

勝平得之生誕120年記念 秋田出身の芸術家による「秋田の四季」ピアノコンサート～版画家 勝平得之によせて～を発表し、秋田の美術・音楽・文化の素晴らしさを伝えるなど、本市文化の振興に貢献した。

川村泉舞踊団・尾 花 賢 一

「祝舞と絵画のセッション」 祝舞「花残り月」と絵画「彼方から」とを発表し、異なる分野のセッションを通じて、複合芸術による新たな価値を生み出すなど、本市文化の振興に貢献した。

大正琴・文化箏『花かげ会』

童謡『花かげ』の里、山梨県甲州市に感謝を込めて 大正琴・文化箏『花かげ会』～佐々木嶺松追悼コンサート～を発表し、生きがいを持ち心豊かに人生を送ることの素晴らしさを伝えるなど、本市文化の振興に貢献

した。

秋田市教委告示第11号

令和6年7月25日午前9時秋田市役所5階正庁に教育委員会定例会を招集する。

令和6年7月22日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 令和7年度使用秋田市立中学校教科用図書の採択に関する件
- 2 令和7年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 3 令和7年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件
- 4 令和7年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件

秋田市農委告示第12号

令和6年7月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和6年7月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和6年度第4号計画）に関する件
- 4 秋田市農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件

秋田市上下水道局告示第24号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和6年7月2日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社秋南水道施設工業	鈴木平裕	秋田市仁井田本町一丁目19番18号	令和6年5月31日

秋田市上下水道局告示第25号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和6年7月2日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社秋南水道施設工業	鈴木平裕	秋田市仁井田本町一丁目19番18号	令和6年5月31日

秋田市上下水道局告示第26号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和6年7月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
有限会社テクノ サンセール	畠 山 貞 幸	秋田市將軍野青山 町16番26号	令和6年6月30日

秋田市上下水道局告示第27号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和6年7月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
有限会社テクノ サンセール	畠 山 貞 幸	秋田市将軍野青山 町16番26号	令和6年6月30日

秋田市上下水道局告示第28号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和6年7月16日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
テクノセンサー ル	畠 山 貞 幸	秋田市将軍野青山 町16番26号	令和6年7月9日

秋田市上下水道局告示第29号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和6年7月29日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
伊藤設備	伊 藤 光 平	秋田市寺内後城17番32-2号 ラーフキャップ寺内C101号	令和6年7月22日

## 秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和6年7月5日

秋田市長 穂 積 志

### 1 売払物件の表示（旧チャレンジオフィスあきた）

物件番号	区分	所在地	地目種類（構造）	面積	最低入札価格
1	土地	秋田市土崎港西三丁目131番	宅地	3,222.45㎡	土地 77,000,000円
	建物	秋田市土崎港西三丁目131番地（家屋番号 131番）	事務所（鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根3階建）	延床面積 2,978.97㎡	建物 133,100,000円 （税込み） 合計 210,100,000円

※ 建物の最低入札価格には、消費税および地方消費税を含む。

その他詳細については、別紙「売払物件調書」（省略）のとおり

### 2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

### 3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所6階 会議室6-A

(2) 入札 令和6年10月4日(金) 午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

### 4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

### 5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

### 6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 郵送による入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## 7 売買契約の締結

本物件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により市議会の議決に付すべき物件となるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、市議会で議決後、本契約として効力を生じるものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

## 8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

## 9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

## 10 現地説明

現地説明は希望者のみ実施する。希望する場合は、令和6年8月30日（金）まで、秋田市総務部財産管理活用課（電話018-888-5439）に問い合わせること。

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年7月9日

秋田市長 穂 積 志

### 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

名 称 東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 喜 勢 陽 一

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

名 称 秋田ステーションビル株式会社  
代表取締役社長 鈴 木 万寿夫

住 所 秋田県秋田市中通七丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 秋田駅ビル

所在地 秋田県秋田市中通七丁目1番2号

(3) 変更した事項

ア 建物設置者の代表者氏名

(ア) 変更前 東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深 澤 祐 二

変更後 東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 喜 勢 陽 一

(イ) 変更前 秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 高 木 浩 一

変更後 秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 鈴 木 万寿夫

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

ア (3)ア(ア)に関する事 令和6年4月1日

イ (3)ア(イ)に関する事 令和6年6月26日

ウ (3)イに関する事 令和6年5月15日

(5) 変更理由

ア (3)アに関する事

建物設置者の代表者氏名に変更が生じたため

イ (3)イに関する事

小売業者の入替により変更が生じたため

2 届出年月日

令和6年6月26日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和6年7月9日から同年11月9日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年7月9日

秋田市長 穂 積 志

### 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住  
所

名 称 有限会社すぐる不動産

代表取締役 木 村 正 之

住 所 秋田県秋田市泉南一丁目15番25号

名 称 東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 喜 勢 陽 一

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 秋田オーパビル・秋田ステーションビル

所在地 秋田県秋田市千秋久保田町4番2号

秋田県秋田市中通七丁目2番1号

(3) 変更した事項

ア 建物設置者の代表者氏名

(ア) 変更前 有限会社すぐる不動産  
代表取締役 木 村 秀 三

変更後 有限会社すぐる不動産  
代表取締役 木 村 正 之

(イ) 変更前 東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 深 澤 祐 二

変更後 東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 喜 勢 陽 一

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

ア (3)ア(ア)に関する事 令和2年7月1日

イ (3)ア(イ)に関する事 令和6年4月1日

ウ (3)イに関する事 令和5年11月29日

(5) 変更理由

ア (3)アに関する事

建物設置者の代表者氏名に変更が生じたため

イ (3)イに関する事

小売業者の入替により変更が生じたため

2 届出年月日

令和6年6月26日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和6年7月9日から同年11月9日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年2月9日付け秋田市指令第960号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年7月9日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字沖谷地309番地2

松田自動車興業株式会社

代表取締役 松 田 純 一

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市下新城野字琵琶沼266番、407番、408番、409番、420番1、420番10、425番、426番、497番、498番、499番、500番、501番、502番、503番および504番

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年7月16日

秋田市長 穂 積 志

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 （仮称）イオンスタイル秋田山王店

所在地 秋田県秋田市山王七丁目127の内、118の内、119、120、  
121、122番

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

名 称 イオン東北株式会社

代表取締役 辻 雅 信

住 所 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

#### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

名 称 イオン東北株式会社

代表取締役 辻 雅 信

住 所 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

#### (4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和 7 年 3 月 6 日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,468㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置および収容台数

施設名	位置	収容台数
駐車場 1	店舗建物北側（届出書添付図 4 参照）	108台
駐車場 2	店舗建物東側隔地（届出書添付図 4 参照）	62台
合 計		170台

イ 駐輪場の位置および収容台数

施設名	位置	収容台数
駐輪場 1	店舗建物西側（届出書添付図 4 参照）	42台
駐輪場 2	店舗建物北西側（届出書添付図 4 参照）	24台
駐輪場 3	店舗建物北東側（届出書添付図 4 参照）	44台
駐輪場 4	駐車場 2 西側（届出書添付図 4 参照）	68台
駐輪場 5	駐車場 2 西側（届出書添付図 4 参照）	68台
合 計		246台

ウ 荷さばき施設の位置および面積

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設 1	店舗建物南側（届出書添付図 4 参照）	88㎡
荷さばき施設 2	店舗建物北側（届出書添付図 4 参照）	88㎡
合 計		176㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置および容量

施設名	位置	施設容量
廃棄物等保管施設	店舗建物内南側（届出書添付図 4 参照）	65.25㎡
合 計		65.25㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
全ての小売業者	午前7時	午前零時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

施設名	駐車場利用時間帯
駐車場1および2	午前6時30分から午前零時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置

施設名	出入口の数	位置
駐車場1	4箇所	届出書添付図4参照、出入口1から4まで
駐車場2	2箇所	届出書添付図4参照、出入口5および6
合計	6箇所	

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

施設名	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設1	午前6時から午後9時まで
荷さばき施設2	午前零時から午前6時まで

2 届出年月日

令和6年7月3日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和6年7月16日から同年11月16日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、令和6年1月5日付け秋田市指令第21号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年7月23日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市太平八田字藤ノ崎231番地の3

社会福祉法人晃和会

理事長 伊 藤 二 雄

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市太平八田字荒巻162番3、162番3地先道水路、199番2、200番1、200番2、200番3、212番、213番、214番、215番、216番1、216番3、216番4、217番の内、218番の内、219番の内および222番の内

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和6年度第4号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和6年7月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和6年7月31日

秋田市長 穂 積 志

### 1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市御所野地蔵田五丁目11番6	雑種地	315.90㎡	9,351,000円

### 2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

### 3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所 6 階 会議室 6 - A

(2) 入札 令和 6 年 9 月 6 日 (金) 午前 10 時

(入札申込受付は午前 9 時から午前 9 時 50 分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上）の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2 人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して 7 日以内に、売

買契約書により契約を締結しなければならない。

## 8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

## 9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

## 10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

## 秋田市農委公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第1項の規定により、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦を求めおよび募集を行うので、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和6年7月31日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

### 1 区域および人数

区 域	地 区	募集人数
第2区域	下北手、横森、桜地区	1人

### 2 任用期間

令和6年9月17日から令和8年7月19日まで

### 3 身分

秋田市の非常勤特別職

### 4 職務内容

担当区域における現場活動（農地の現地確認や調査、農地所有者や耕作者との面談など）を担当する。

このほか必要に応じて農業委員会総会等に出席する場合もある。

主な業務

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
- (2) 耕作放棄地の発生防止・解消
- (3) 新規参入の促進等に伴う現地での調査
- (4) 指導および監視業務
- (5) 地域計画における目標地図の作成

### 5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和

22年秋田市条例第4号)に基づき支給する。

農地利用最適化推進委員	委員	月額 31,000円
		日額 10,000円
		年額 国からの交付金の範囲内で活動時間に応じた額

#### 6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

#### 7 推薦および応募に関する手続き等

##### (1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を記入し、提出すること。

##### (2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出すること。

### (3) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送により提出すること。

### 8 推薦・募集期間

令和6年8月1日（木）から同月30日（金）まで。持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、8月30日（金）必着

### 9 選考方法

秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考する。

結果については、9月中旬までに秋田市のホームページ等により公表する。

### 10 推薦および募集に関する書類の提出先ならびに問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市農業委員会事務局（本庁舎4階）

電話 018-888-5796

### 11 その他

(1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。

(2) 提出書類に記載された個人情報 は適正に管理し、農地利用最適化推進委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦書および候補者応募申込書は返却しない。

(3) 推薦および応募様式は、次の窓口かホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
秋田市農業委員会 事務局	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号（本庁舎 4階）	018-888-5796
河辺市民サービスセン ター産業・建設・地域 支援担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5161
雄和市民サービスセン ター産業・建設・地域 支援担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5545

秋田市農地利用最適化推進委員推薦・応募ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/index.html>

注 上記の秋田市ホームページのサイト内検索欄に「1043695」と入力して検索